



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年11月29日火曜日 第1715号

## ◇ 目次 ◇ 規 則

愛媛県立医療技術大学学則の一部を改正する規則.....1207

## 告 示

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....1207

保安林の指定の解除.....1207

公有水面埋立工事のしゅん功認可.....1207

開発行為に関する工事の完了.....1208

## 規 則

### ○愛媛県規則第72号

愛媛県立医療技術大学学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県立医療技術大学学則の一部を改正する規則

愛媛県立医療技術大学学則（平成15年愛媛県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第19条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

#### 附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

## 告 示

### ○愛媛県告示第2085号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西条市禎瑞地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備、農業用道路整備及び暗渠排水事業・禎瑞地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成17年11月30日から12月28日まで
- 縦覧場所  
西条市役所

### ○愛媛県告示第2086号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所  
西予市三瓶町長早3番耕地485の18
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

### ○愛媛県告示第2087号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年11月29日

中島港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

- しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
愛媛県  
松山市一番町四丁目4番地2  
代表者 愛媛県知事 加戸守行  
松山市御宝町119番1
- 埋立区域
  - 位置  
松山市中島大浦4764番から同市小浜甲2823番に至る地先公有水面
  - 区域  
次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と18の地点を結ぶ平成5年の秋分の満潮位（D.L.+2.96メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
基点（伊予中島港南防波堤灯台）は、北緯33度58分18秒、東経132度38分00秒の地点  
1の地点は、基点から真北292度13分55秒293.96メートルの地点  
2の地点は、1の地点から真北158度24分00秒2.59メートルの地点  
3の地点は、2の地点から真北261度28分31秒1.87メートルの地点  
4の地点は、3の地点から真北156度58分34秒22.71メートルの地点

5の地点は、4の地点から真北 247 度05分02秒1.89メ  
ートルの地点  
6の地点は、5の地点から真北 193 度10分59秒2.28メ  
ートルの地点  
7の地点は、6の地点から真北 157 度05分15秒5.31メ  
ートルの地点  
8の地点は、7の地点から真北 121 度01分11秒2.28メ  
ートルの地点  
9の地点は、8の地点から真北67度05分02秒1.89メー  
トルの地点  
10の地点は、9の地点から真北 156 度59分58秒 53.86  
メートルの地点  
11の地点は、10の地点から真北 247 度10分46秒1.89メ  
ートルの地点  
12の地点は、11の地点から真北 193 度15分23秒2.28メ  
ートルの地点  
13の地点は、12の地点から真北 157 度10分46秒5.31メ

ートルの地点  
14の地点は、13の地点から真北 121 度05分50秒2.28メ  
ートルの地点  
15の地点は、14の地点から真北67度09分06秒1.89メー  
トルの地点  
16の地点は、15の地点から真北 156 度59分40秒134.21  
メートルの地点  
17の地点は、16の地点から真北66度14分50秒1.86メー  
トルの地点  
18の地点は、17の地点から真北 156 度35分07秒1.39メ  
ートルの地点

(3) 面積

17,089.93平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成7年1月19日 愛媛県指令6港第524号

4 しゅん功認可年月日

平成17年11月29日

○愛媛県告示第2088号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年11月29日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17松局建（開）第55号 平成17年11月17日	伊予郡松前町大字中川原字広末681番4及び681番5	伊予郡松前町大字筒井290番地1 安村陽一